

那須塩原市農業委員会

第 3 6 回総会議事録

令和 2 年 6 月 2 5 日(木)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和2年6月25日(木) 午後1時30分～ 午後2時30分
2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室
3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 丈弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清
〃	10	金田 廣衛			

4. 欠席委員：1名（5番 藤田 利男委員）
5. 議事録署名人の指名：12番 渡邊 透 委員、13番 人見 二三夫委員
6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 9) 議案第9号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 10) 議案第10号 令和3年度農林関係税制改正に関する要望事項（案）の承認について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主査	印東 恵
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第36回総会を開会いたします。 本日は、藤田利男委員より欠席する旨の届け出を受けております。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議席番号12番 渡邊透委員と、議席番号13番 人見二三夫委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番及び2番について、加藤拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央委員	議案第1号、番号1番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人の関係は姉と弟です。 申請地は、那須地区広域研修センターより北へ150メートルに位置しています。 調査は、6月22日、午後5時30分頃、譲受人宅で譲受人から行いました。 この申請は、姉が相続により農地を取得しましたが、その農地は譲受人が引き続き野菜を作っておりまして。今回、譲渡人が家を建てる計画は無くなったという事で譲受人に譲渡したいということです。 譲受人の経営状況は、耕地面積57アールに、玉ねぎやその他の野菜を作付しております。 申請地の耕作計画は、ネギを作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人の関係は姉と弟です。 申請地は、那須地区広域研修センターより北へ150メートルに位置しています。 調査の実施と譲渡の内容は、番号1番と同様となります。 申請地の耕作計画は、ネギを作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認しました。 番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

	《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
竹村文祥委員	番号３番について、竹村文祥委員の報告を求めます。 議案第１号、番号３番について報告します。 農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人の関係は姉と弟です。 申請地は、那須塩原市関谷北交差点より北東へ約３００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、野菜６２アール、梅１０アール、植木１５アール、トラクター１台、耕運機１台です。 申請地の耕作予定は、同じく野菜６２アール、梅１０アール、植木１５アールです。 申請に至った経緯は、譲渡人は平成３０年に相続により土地を引き継ぎましたが、耕作はしておらず、弟である譲受人が管理していました。長年耕作している長男である弟に引き継いでもらいたいとのことから、今回の申請に至りました。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
議長	番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
金田廣衛委員	次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番及び２番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第２号、番号１番について報告いたします。 農地に車庫を建築してしまったことに対する追認申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市烏ヶ森公園より西へ５０メートルに位置しています。 現地調査は、６月２３日、午後４時３０分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題はありません。

金田廣衛委員

本申請に先立ちすでに申請地を利用しているため、今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請に至った経緯は、議案第4号1番の申請をしようとしたところ、この申請地が農地であることが判明し今回の申請となりました。事業計画は、申請地に車庫一棟を建築する内容です。上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議案第2号、番号2番について報告します。

貸駐車場を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より北へ500メートルに位置しています。

現地調査は、6月23日、午後4時頃行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第一種中高層住居専用地域であるため、第3種農地となり立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請人は農地法上の許可を得ることなく申請地を貸駐車場として利用しておりました。今後は違反することの無いよう十分に注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地に13台分の貸駐車場を整備する内容です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子委員

議案第2号、番号3番について報告します。

駐車場を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野塩原インターより南東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、6月16日、午前10時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の準工業地域であるため、第3種農地となり、立

	地基準上問題はありません。 申請に至った経緯は、アパートの住民より駐車場についての苦情が出て来ており、利便性、防犯、安全性を考え、最良の土地としてこの土地が良いということで、申請に至りました。 事業計画は、申請地に１２台分の駐車場を整備する内容です。 上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 このところに那須疏水土地改良区受益地となっていますが、現在決算金等、受益地除外の手続き中となっておりましたが、２３日の那須疏水土地改良区の総会の時点で処理する旨の回答をいただいたと代理人より連絡がありました。 以上のことより、調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可することが相当として報告を終わります。
議長	もう一度、辻野京子委員にお聞きします。 ２３日に土地改良区の総会があったのですか。
辻野京子委員	疏水の総会があったそうです。
議長	許可になったのですか。
辻野京子委員	許可にはならないですが、そちらで引き受けたということで、次回申し送りになったということです。
議長	はい、わかりました。 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野京子委員の報告は許可相当ですが、那須疏水土地改良区の地区除外の手続き完了後、それをもって許可することとしたいが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については那須疏水土地改良区の地区除外の手続き完了後、許可することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号１番について、伊藤順久委員の報告を求めます。
伊藤順久委員	議案第３号、番号１番について報告します。 申請人は、昭和５６年７月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず新たな事業計画により農地転用をするための事業計画変更申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より東北へ約６００メートルに位置しています。 現地調査は、６月１６日、午後２時３０分頃に行いました。 変更の理由は、当初転用許可後、申請人が営む建設業の仕事が忙しくなり、事業計画変更の申請を行うことなく、貸家住宅建築を先送りにしてしまい、申請地を資材置場、駐車場、事務所敷地及び住宅敷地として利用してしまった。現在では貸家住宅を建築する資金もなく、融資も受けられないため、申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更は、やむを得ないと判断しました。

議長	地元調査員としては、変更相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、伊藤順久委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 1 番については変更を承認することに決しました。 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
金田廣衛委員	議案第 4 号、番号 1 番について報告します。 使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市烏ヶ森公園より西へ 50 メートルに位置しています。 現地調査は、6 月 23 日、午後 4 時 40 分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりがある 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので第 1 種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、借手人は現在アパートに妻と二人の子供と住んでおりますが、手狭に感じられるようになったため、申請地を使用貸借し、分家住宅を建築する申請です。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容です。 上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に L 型擁壁を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 1 番については許可することに決しました。 番号 2 番について、稲垣政一委員の報告を求めます。
稲垣政一委員	議案第 4 号、番号 2 番について報告します。 売買により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那珂川河畔公園より南西へ約 30 メートルに位置しています。 現地調査は、6 月 18 日、午前 10 時 50 分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある 10 ヘクタール未満となる区域内にあるので第 2 種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

	申請に至った経緯は、譲受人は現在、貸家に家族４人で居住しており、子供の成長に伴い手狭になったため、本件の申請となりました。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。 雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、稲垣政一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
事務局	異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。 番号３番については、藤田利夫委員欠席のため、事務局から報告を求めます。 議案第４号、番号３番について調査を行った藤田利男委員に代わりまして、委員から提出のありました調査報告書に基づき報告します。 賃借により、太陽光発電事業を行うための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立箒根中学校より北へ約３００メートルに位置しています。 現地調査は、６月１５日、午前９時頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第１種住居地域であるため、第３種農地となり立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、申請地は現在休耕中の為、少しでも有効活用するために、太陽光発電設備用地として賃借する申請に至りました。 事業計画は、申請地にソーラーパネル２５２枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。 年間発電量は、９９，０００キロワットアワー、売電価格は１９．８円を見込んでいます。 給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲をフェンスで囲み土砂及び雨水の流出を防止します。 地元調査員である藤田利男委員より、調査の結果、一般基準上も問題はなく、許可相当との意見をいただいております。以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
大田原重夫委員	異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。 番号４番について、大田原重夫委員の報告を求めます。 議案第４号、番号４番について報告します。

	使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約2キロメートルに位置しています。 現地調査は、6月16日、午前9時頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題はありません。 隣接の住宅につきましては、登記簿の地目が農地であったため、非農地証明による是正を事務局より指導しておりますので、来月以降申請が出る予定となっております。 申請に至った経緯は、借人は現在酪農業を営む両親と、妻と子供の5人で同居しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、住宅の新築を計画したところ、両親から実家近くの土地の使用貸借のすすめがあり、本申請に至りました。 事業計画は、申請地へ一般住宅を建築する内容となっております。 上水道は、市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。植栽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
稲垣政一委員	番号5番について、稲垣政一委員の報告を求めます。 議案第4号、番号5番について報告します。 売買によりアパートを建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市黒磯保健センターより南西へ100メートルに位置しています。 現地調査は、6月17日、午前9時50分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の準工業地域であるため、第3種農地となり立地基準上問題はありません。 申請に至った経緯は、譲渡人は申請地に居住はなく、管理できず本件の申請となりました。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっております。 上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番及び7番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘委員

議案第4号、番号6番について報告します。

売買により資材置場を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、熊久保自治公民館より東へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、6月23日、午前10時30分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の土地では、その目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、隣接地において事業を行っておりますが、資材置場が不足しており選定地の確保が急務でありました。しかし今回計画がまとまり本申請に至りました。

事業計画は、申請地に20台分の中古車商品置場を整備する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内雨水浸透処理施設にて処理します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

益子丈弘委員

議案第4号、番号7番について報告します。

売買により既存敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、熊久保自治公民館より東へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、6月23日、午前10時30分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での自動車修理工場敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

申請地は、隣接地と併せて、自動車修理工場の敷地として利用されてきましたが、測量の結果、農地であったことが判明したため本申請に至ったものです。

今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地に既存自動車修理工場敷地を拡張する内容です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

藤田一郎委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

議案第4号、番号8番について報告します。

賃借により仮設現場事務所として利用するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より北東へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、6月18日、午後2時40分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

農地が復元される一時転用であるため立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、那須塩原市発注にかかる、那須高林産業団地造成事業のうち、舗装工事を受注しましたが、現場事務所、車両や重機の一時保管場所が必要となり、申請地は工事現場が近く利便性が良いことから今回の申請に至ったものです。尚、当該地につきましては、農地法上の許可を得ることなく農地水に農道に敷くための砂利置場として貸しておりました。

今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されております。

事業計画は、申請地に現場事務所と休憩所を設置し10台分の駐車場や重機置場を整備する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久委員

議案第5号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、黒磯那須公設地方卸売市場より東へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、6月16日、午後1時30分頃に行いました。

議長	願い出地の現況は、宅地及び宅地への進入路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員として、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
益子丈弘委員	番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、伊藤順久委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 番号2番について、益子丈弘委員の報告を求めます。
議長	議案第5号、番号2番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、望田自治公民館より東へ約150メートルに位置しています。 現地調査は、6月22日、午前9時頃に行いました。 願い出地の現況は、宅地や宅地への進入路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員としては非農地証明願は証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
藤田一郎委員	番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。 議案第6号、番号1番について報告します。 農地の売払いについてあっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社等の農地利利用集積円滑化団体が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。 申出の内容は議案書記載のとおりです。 現地調査は、6月18日、午後1時30分頃に行いました。 申出地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約1.2キロメートルに位置しています。 申出に至った経緯は、平成27年に叔母から相続を受けた農地であります。自宅から距離も

	あり、申請人も高齢のため耕作できないことから、所有権のあっせんを申出たものです。 現地を確認した結果、申出地は、認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。 地元調査員として優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については通知を要請することに決しました。 次に、議案第７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第７号についてご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから、協議があったものです。 議案書９ページが「利用権設定関係」の案件で３件、合計面積は４５，１０５平方メートルとなります。 続いて１０ページが「所有権移転関係」の案件で１件、面積は９，５７１平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第７号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第８号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	（説明）
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

	異議なし多数と認め、議案第8号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。 次に、議案第9号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	（説明）
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第9号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。 次に、議案第10号「令和3年度農林関係税制改正に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	（説明）
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第10号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。 慎重審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、那須塩原市農業委員会第36回総会を閉会いたします。